

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2011.12. Vol.22

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『遺言書の書き方セミナーのアンケート結果』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『公正証書遺言を作る際の費用は？』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



上井草の法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート◎

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中！
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

12/7、川崎のパートナー会計事務所が主催するセミナーで、約1時間、『間違いのない遺言書の書き方』をテーマに講師をして来ました。

今回はいつもの勝手知ったる信用金庫職員様向けの研修会ではなく、経営者・経理担当者（約30名）向けの研修会。1.無駄に笑わない、2.カツゼツをはっきりする、3.語尾をはっきり言う。これらは、自分の声を初めてボイスレコーダーで聞いたときに気づいた私の話し癖。初心に戻って、悪い癖が出ないように気をつけながら話をして来ました。

お取引先などの顧客向けセミナー、金融機関職員様向けの研修会など、テーマを各種ご用意しておりますので、どうぞお気軽にご活用ください！

★ぜひ営業店の皆様で「」ご覧ください。

<サポート事例>

『遺言書の書き方セミナーのアンケート結果』

セミナー・研修会講師の後に必ず取るようにしているのがアンケート。今回は、『間違いのない遺言書の書き方』セミナーのアンケート結果をご紹介します。

■「大切なことだと気づかされました」(大田区 M.H 様 50歳)

自分の相続のことなど考えたことがないので、これまで悩むこともありませんでした。今回のセミナーで大切なことだと気づかされました。ありがとうございました。

■「この知識を活用したい」(大田区 柿沼 様 58歳 不動産業)

とても勉強になりました。不動産コンサルティング業務で地主さんにアドバイスをする際、この知識を活用したいと思います。

■「早い時期に作る決心ができました」(川崎市宮前区 S.Y 様 64歳 タクシー業)

現在、相続に関して顧問会計事務所に相談中です。そのうち遺言書は書いておこうかなと思っていたが、今回の研修を聞き、早い時期に作る決心ができました。大変分かりやすい研修会で勉強になりました。

■「よく分かりました」(横浜市青葉区 金井様 40歳)

* web でバックナンバーをご覧いただけます。≫

[銚立 榮一朗事務所](#)

[検索](#)

つづきは裏面へ→

つづき↓

<サポート事例>

相続について、税金がいくらになるのかという不安があります。遺言書を作ることが大切だと知ることができましたが、まだ40歳なので。セミナーの内容はよく分かりました。

■「資料的価値がある」(匿名希望 製造業)

レジュメが分かりやすく、資料的価値がある。(保存版)

■「将来必要になると思うので、お話を聞けて良かった」(匿名希望 製造業)

会社の事業承継にあたり、相続税を払えるか心配。また、自分の兄弟とは争うことはないと思う反面、心配。友人や身近な人からスムーズに相続出来た

という話をほとんど聞かない。現在、父が遺言書の必要性を感じ作成段階。将来、自分の子供2人も会社にかかわるので私も勉強しておきたい。基本的な内容でわかりやすかった。将来必要になると思うので、お話を聞けて良かったです。

■「具体的な内容で、今後「書いてみよう」と思いました」(匿名希望)

配偶者なし。子供2人(未婚)のため、どうしたら良いのか?と考えていました。今回のセミナーに参加して、遺言書を作ることが大切だと知りました。まずは財産チェックリストを作成しようと思います。セミナーを聞いて参考になりました。具体的な内容で、今後「書いてみよう」と思いました。

<相談業務引き出しメモ>

『公正証書遺言を作る際の費用は?』

1. 法律専門家(弁護士・行政書士など)に依頼する場合

法律専門家に遺言書の作成サポート(原案作成、公証人との調整など)を依頼する場合、報酬額は10~20万円(公証役場に支払う手数料は別途)が一つの目安になります。また、法律専門家に遺言執行者になってもらう場合は、遺言の執行時に別途報酬が発生するのが一般的です。遺産の総額によって報酬額を設定している事務所もありますので、依頼する際は、原案作成から遺言執行まで含めたトータルの見積りをもらうとよいでしょう。

2. 信託銀行の「遺言信託」を利用する場合

財産や相続の相談に乗り、遺言書の作成や財産処分を請け負うのが「遺言信託」です。一般的に、遺言書作成の基本手数料は20~30万円(公証役場に支払う手数料は別途)で、遺言書の保管料として年間5千~1万円ほど支払います。また、遺言の執行時は、執行対象財産に一定の割合(0.3~2.0%ほど)を乗じた額を支払います。(最低報酬額は100~150万円)

当事務所の場合、公正証書遺言の作成サポートは84,000円(公証役場に支払う手数料は別途)です。必要に応じ、所有財産の基礎調査をする場合は別途3~5万円程度を申し受けます。遺言執行者に就任する場合の報酬は、財産の内容に応じて決めさせていただきます。(基本料金15万円~)

<編集後記>

早いもので、今年も残すところあと僅か。3月に震災が起きたときは、正直この先日本はどうなってしまうのだろうと未曾有の事態に戸惑いましたが、「今できることに注力しよう」と気持ちを切り替えてからは、本当にあっという間の1年でした。仕事においては、新たな分野(経営アドバイザー)を開拓することができ、次につながる1年だったと思います。来年もよろしく願いいたします!

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 外国人のお客様(入管手続)

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください!



行政書士

銚立榮一郎事務所

HOKODATE EIICHI LAW OFFICE

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立榮一郎事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』
無料請求受付中

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。